平成２６年（フ）第２６４号
沖縄県那覇市三原３丁目13番22号
債務者　上原　忠裕
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第３０８号
沖縄県那覇市字田原65番地　上原アパートＡ106
債務者　上地とも子
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第９２４号
東京都あきる野市山田822番地山田ハイツ106号
債務者　森　邁由夏
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月15日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１９７号
愛知県蒲郡市鹿島町宮ノ要23番地４
債務者　那須　秀男
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月19日午後３時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１９８号
愛知県蒲郡市鹿島町宮ノ要23番地４
債務者　那須　藤子
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月19日午後３時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１７９号
釧路市中島町12番28号
債務者　横澤　千賀
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１８５号
釧路市鳥取南８丁目５番５号　コーポウエダ202淵澤方
債務者　数寄秀太郎
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第４６３９号
大阪市城東区関目５丁目20番24号　第２粋交苑マンション401号
債務者　髙木　貴広
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８２８号
大阪府門真市堂山町24番５号　ガーデンヒルズ門真、前住所大阪府東大阪市稲田新町２丁目２番29号　第２木村コーポ601号
債務者　川﨑　秀彦
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８３７号
東京都羽村市神明台２丁目８番地13ドミール羽村301
債務者　中原　禎夫
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８３８号
東京都羽村市神明台２丁目８番地13ドミール羽村301
債務者　中原さよ子
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４２１号
静岡県浜松市中区高林３丁目13番28号　リベルテⅡ305
債務者　菊池　重義
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月23日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３６７号
岡山県高梁市南町1933番地２
債務者　福井　大助
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４７７号
岡山市北区矢坂東町12番56―603号
債務者　江﨑　仁子
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８号
愛媛県八幡浜市保内町宮内２番耕地226番地
債務者　楠　　幸治
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月28日午前11時50分
松山地方裁判所大洲支部